



「東海村広域避難計画」の策定状況説明会

いざというときの避難先や避難方法を説明

村では現在、原子力施設の事故等に起因する放射性物質・放射線の異常な放出等で、住民の皆さんが村外に避難しなければならない事態となったときの避難先(取手市・守谷市・つくばみらい市)や避難方法を定める「東海村広域避難計画」の策定を進めています。

平成28年5月に行った住民意見交換会(6回)では、計画の内容等について、皆さんから多くのご意見等が出されました。今回は、その後の村の対応等について説明します。ぜひご来場ください。



日程等▼

期日	時間・場所
3月1日(水)	時間▼18:30～20:30 場所▼東海村産業・情報プラザ「iVil」 ^{アイヴィル} (旧リコッティ)
3月5日(日)	時間▼9:30～11:30 場所▼総合福祉センター「絆」

内容▼「東海村広域避難計画ガイドブック」(案)による計画概要(広域避難の流れ、一時集合場所、広報体制、安定ヨウ素剤、避難先等)の説明、質疑応答
その他▼3月1日(水)開催の説明会の駐車場は、イオン東海店の立体駐車場(屋上階)をご利用ください。
問い合わせ▼防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1524) ※事前申し込みは不要です。



こちらは、防災とうかいです

Vol.11

原子力災害時の通報・連絡と避難

原子力事故・災害が起きた場合に備えて、村が策定作業を進めている「東海村広域避難計画」。今回は通報・連絡と避難行動についてご紹介します。

【通報・連絡のタイミング】

- ▼村では、災害時における関係機関同士の連絡のタイミングや方法をあらかじめ決めておき、いざというときに円滑な避難行動がとれるようにします。
- ▼計画(案)では、原子力事業所からの通報を受けた村は、その内容に応じて、避難準備または避難行動の開始を呼び掛けることとしています。
- ▼原子力事業所からの通報を受けた国や茨城県、周辺市町村、消防機関、自衛隊等は、事故の状況や避難等に関する情報を共有しつつ、それぞれの役割に応じて災害対策を開始します。

【避難のタイミングと手段】

- ▼国が定める「原子力災害対策指針」では、緊急時活動レベル(EAL)を3段階に分けて、避難のタイミングをあらかじめ決めています。
- ▼放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じる「施設敷地緊急事態」(EAL2)が発生した場合、村は、国の指示または村独自の判断で、村民の皆さんに避難の準備を呼び掛けます。避難行動に時間を要する方は、速やかに避難を開始してください。

- ▼放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じる「全面緊急事態」(EAL3)が発生し、村から避難の指示があった場合、村民の皆さんは、避難を開始してください。
- ▼茨城県が定める避難先は、取手市・守谷市・つくばみらい市で、避難は自家用車によることを原則としています。渋滞を少しでも減らすため、できるだけ乗り合わせにご協力ください。
- ▼自家用車での避難が難しい場合は、おおむね小学校区単位に設けた一時集合場所へ移動した後、村が手配したバスなどで集団避難をします。
- ▼児童・生徒等が学校にいる場合も同様に、バスなどで集団避難をします。

今後は、避難先である自治体との間で、東海村民の受け入れに関する協定を締結する調整を進めるほか、訓練の実施に向けた検討をしていきます。また、計画の策定状況については、村長が出席する説明会を開催します。詳しくは上記記事をご覧ください。



【問い合わせ】

防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1524)